

大学のソーシャルネットワークキングサービス(SNS)利用ガイドラインの教育学的考察

芳賀高洋^{†1} 大谷卓史^{†2} 佐藤匡^{†2} 高木秀明^{†2} 豊福晋平^{†3}

我々は、大学におけるソーシャルネットワークキングサービス(SNS)の利用ガイドラインに関して情報倫理的観点から検討してきた。本稿では、この観点に加えて、教育学的観点から大学の SNS 利用ガイドラインを考察する。具体的には、まず 2015 年 4 月時点で国内の大学が公式に規定する SNS 利用ガイドラインを 93 大学(98 例)ほど収集し、質的・量的に分析する。この分析から国内の大学が SNS に対してどのようなスタンスをとっているかを明らかにした上で、教育学的観点から考察し、学術研究機関であり高等教育機関でもある大学として適切な SNS 利用ガイドラインとはどのようなものかについて検討する。

Pedagogical Consideration of Guidelines for the Use of Social Networking Service(SNS) in University

TAKAHIRO HAGA^{†1} TAKUSI OTANI^{†2} TADASI SATO^{†2} HIDEAKI TAKAGI^{†2}
SINPEI TOYOFUKU^{†3}

We have been considering from the perspective of information ethics about guidelines for the use of social networking service (SNS) in universities. In this paper, we will consider guidelines from the pedagogical point of view. Specifically, we will first collect about 98 cases of SNS use guidelines that universities in Japan have officially stipulated as of April, 2015. After that, we will conduct a qualitative and quantitative analysis on them. Based on this analysis, we will reveal what kind of stance Japanese universities have been taking toward SNS. Moreover, we will point out problems from the pedagogical point of view.

1. はじめに

1.1 本稿の目的

我々は、大学、および、学生を含む大学構成員が、ソーシャルネットワークキングサービス(以下、SNS)をより良く活用するための適切なガイドラインの設計を検討してきた[1][2]。しかし、これまでの研究では、ネットワーク利用上の安全とリスク、他者への危害や不利益など、もっぱら情報倫理的検討に留まっていた。

そこで本稿では、まず 2015 年 4 月現在、国内の大学が公式に規定する SNS 利用ガイドライン[a]の設計状況を、読解とテキストマイニングによって分類・分析する。その上で、SNS 利用ガイドラインを教育学的観点で考察する。

教育学的観点での考察とは、第一に SNS 利用ガイドラインと大学教育との関係を考察すること、第二に SNS 利用ガイドラインの教育学的意義を考察することである。

本稿では、このふたつの教育学的考察を通じて、現状の SNS 利用ガイドラインには何が足りないのか、望ましいものは何かを指摘する。

1.2 研究の方法

本稿の検討は、次のような手順をふむ。

- (1) 各大学がウェブサイトで公開している SNS 利用ガイドラインを収集し、その公表年等を知る(第 2 節 2.1)。
- (2) 各大学の SNS 利用ガイドラインの読解によって、設計状況(設計のタイプ)を分類・整理する(第 2 節 2-2)。
- (3) 収集した SNS 利用ガイドラインのテキストマイニングを実施して、ワードの出現頻度を算出するなどして量的にガイドラインを検討する(第 2 節 2-3)。
- (4) 大学の SNS 利用ガイドラインがどのような経緯で策定されてきたか、大学教育において SNS をどのように位置づけているのかについて、(2)や(3)の調査と関連資料等をまじえて考察する(第 3 節 3-1)。
- (5) SNS 利用ガイドラインの教育的意義の考察を通じて、学術研究機関であり高等教育機関でもある大学として SNS 利用ガイドラインに足りないもの、望ましいものを指摘する(第 3 節 3-2)。

2. 大学の SNS 利用ガイドラインの現状

2.1 各大学の SNS 利用ガイドラインの収集

本稿では計 93 大学(98 例)の SNS 利用ガイドラインを収集した(末尾資料)。ガイドラインは学生向け、教職員向け等あるが、その内訳は、学生向け 32 大学、教職員向け 3 大学(6 例)、学生・教職員共通 44 大学、学内専用 SNS 利用ポリシー 3 大学(4 例)、公式 SNS アカウントポリシー 11 大学(12

†1 岐阜聖徳学園大学
Gifu Shotoku Gakuen University

†2 吉備国際大学
Kibi International University

†3 国際大学 GLOCOM
Center for Global Communications, International University of Japan

a) 大学の公式なガイドラインは、SNS よりも広い概念とされる「ソーシャルメディア」と表現されることが多いが、本稿では「SNS 利用ガイドライン」と表記する。

例)である。

多くはウェブサイトのテキスト記事として公開しているが、PDFや画像のみ公開している大学もある。

なお、大学が公式に設置するガイドラインの名称は、SNSよりも広い概念とされる「ソーシャルメディア利用ガイドライン」が非常に多かった[a]。また、一部の大学では「情報倫理ガイドライン」にSNS利用ガイドラインやソーシャルメディア利用ガイドラインが含まれていた。

図1は各大学のSNS利用ガイドラインのうち、学生向け32大学、教職員向け3大学、学生・教職員共通44大学の計79例を閲覧し、公表年が判明したものをカウントした結果である[b]。79例のうち59例で公表年が判明した。このように2012年以降、年々増加している。ただし、この集計に含めなかったが、大学のfacebook等の公式SNSアカウントは2010年ごろから利用されはじめ、そのポリシー(12大学)の公表は2011年が多い。

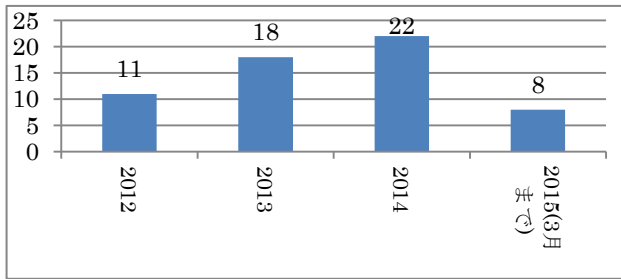


図1 ガイドライン公表年(※判明した59大学 [b])

2.2 大学公式 SNS 利用ガイドライン設計タイプ

表1に収集したガイドラインについて、ごく一般的なガイドラインのスタイルである「綱領/規約型」と、ガイドラインを読ませるための工夫がみられる「ガイドブック型」に分類した場合の該当大学数を示す。表のように一般的な綱領/規約型が61大学と圧倒的に多い。

綱領/規約型は、「第1条 法令遵守」や「1. 法令遵守」

表1 ガイドラインの設計スタイル別の該当大学数

	綱領/規約型	ガイドブック型
設計スタイル	趣旨説明 ソーシャルメディアについて 基本原則/注意事項 ・法令遵守 ・人権尊重・人権保護 ・知的財産権保護 ・守秘義務 ・責任と自覚 ・個人情報・プライバシー 簡単なトラブル事例 相談窓口	趣旨説明 ソーシャルメディアについて 注意/心得/事例に関する コラム ～を自覚しましょう。 ～を守りましょう。 ～は注意しましょう。 ～は大丈夫ですか? ～を知っている? 相談窓口
該当大学数	61 大学 [内訳：学生向け 27 大学 学生・教職員共通 34 大学]	15 大学 (16 例) [内訳：学生向け 5 大学 学生・教職員共通 10 大学 (11 例)]

b) 収集した93のガイドラインのうち、公表日が示されているものと、PDFについてはドキュメントのプロパティから日付を確定してカウントした。

のように条項の羅列になっている場合と、「個人情報の取扱いに注意しよう」等として規約が記述されるタイプに大別できる。しかし、いずれも法令や契約書に見られるようなやや硬い表現である(表2,図2)。全体的にごく簡単で、具体的記述が少なく、教職員や学生の注目をひけそうにない。また、掲載ウェブページのデザイン等が異なるだけで、記述内容はどれも似通っている。大学名が異なるだけで文言がまったく同一であるガイドラインも多い。

表2 綱領/規約型ガイドラインの例(※筆者抜粋)

- 1. 法令遵守**
日本国内の法令についての遵守はもとより、諸外国法令や国際法規についても遵守を心掛けてください。特に、著作権などの権利については、安易な気持ちで侵害することがないように、注意してください。
- 2. 個人の尊重**
コミュニケーション活動の基本として、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え、生き方を互いに認め合うことを心掛けてください。
- 3. 守秘義務と機密保持**
他人の個人情報や大学での研究上の秘密など、不適切な情報を発信することがないように、注意してください。
- 4. 正確な情報の記載**
大学に所属する一員として、正確な情報を伝えるようにしてください。意図的か否かにかかわらず虚偽や不確かな情報を発信することは、あなた個人のみならず大学や他の学生の名誉と信頼を損なうことがあります。
- 5. 大学の一員である自覚**
大学の学生であることを明らかにした上で、オンライン上でのコミュニケーション活動を行う場合、あなた個人ではなく大学や大学の学生を代表したイメージで受け取られることを十分に自覚してください。
- 5. 自分自身のプライバシーの保護**
個人情報を登録・公開する際には、利用するサービスの内容を十分に検討した上で行うようにしてください。

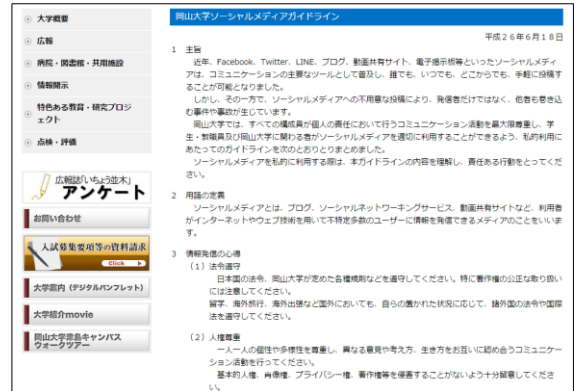


図2 綱領/規約型ガイドラインの例(岡山大学)

一方、15大学(16例)のガイドブック型は、綱領/規約型よりも丁寧に柔らかい表現で記述され、固有名詞を含み、読み物のスタイルをとることもある。「～に注意しましょう。～を守りましょう」といった注意喚起や、「～していますか?～を知っていますか?」など呼びかけや問いかけをして、それに回答する説明が加えられるスタイル(表3)や事例に基づく解説がされるものもある。おそらく、綱領/規約型のガイドラインよりは学生の注目を引くだろう。初中等教育で実践される「情報モラル教育」のように、ガイドラインをもとにガイダンスや講義、ゼミ等で注意を呼びかけたり、学生と教職員が話しあったりすることもできそうである。

神奈川大学、国士舘大学立命館大学等では、イラストを多

用したウェブサイト、フルカラーのリーフレットやチラシ等を発行しており、学生への注意喚起に努めている。

一方、明治大学では綱領/規約型ガイドラインとは別途に、SNS 利用に関する漫画ストーリーを公表している(図 3)。また、明治学院大学では、学生に合言葉を作らせて学生に SNS 利用上の注意を訴えている(図 4)。このようなスタイルのガイドラインは、学生や教職員が理解しやすいだろう。また、教職員と学生が SNS をテーマに対話や議論[1]することも可能であるように思われる。

しかし、いずれのスタイルも、その書きぶりや表現方法が異なるだけで、おおむね、趣旨説明、ソーシャルメディアについて、法令遵守、個人情報とプライバシーの保護、責任と自覚、知的財産権の保護、暴言や誹謗中傷の禁止、パスワードの管理、正確な情報の発信、人権尊重、守秘義務、大学のロゴ等の取り扱い、大学公式アカウントについて、相談窓口の 14 項目に対する注意、ないし、大学の方針や態度が示されている。

表 3 ガイドブック型の例(聖心女子大学) ※筆者抜粋

<input checked="" type="checkbox"/>	あなたのプロフィールや個人的な情報、写真を閲覧されないよう、限定公開やプライバシー保護の設定をしましたか？ あなたの個人情報について、部分的に閲覧を制限することはできません。完全に制限することはできません。そして、既に誰かがあなたの情報を共有してしまっている場合、その情報に対して、あなたにはもうコントロールする方法はありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	個人情報がどのように悪用される可能性があるか考えたことがありますか？ 見知らぬ人あなたの情報をどれだけ知られても構わないと思ってますか。自分の携帯電話の番号、住所、e-mail のアドレス、時間割。(例えば CD のコレクションのような) 所有物のリストなどを公開してしまった場合、あなたの公開した情報にアクセスする全員が、あなたのプライベートやあなたの大切な空間を保護・尊重してくれるとは限りません。近所の風景写真をアップしただけのつもりだったのに、GPS 情報が付加されていて、住所が判明したという事例もあります。値引きの条件として、携帯電話でメールすることを要求された場合、その値段で、あなたのメールアドレスを売っていることになることも知っておく必要があります。
<input checked="" type="checkbox"/>	大切な人が、あなたのことを、あなたが公開した記事や写真をもとに評価しても、大丈夫ですか？ あなたの公開しているプロフィールから、あなたの学科専攻の教員や学内外の友人はどんなイメージを抱くと思いますか。大学院入試の面接官や就職活動の面接者がこのプロフィールを見たら、どんなイメージを抱くでしょうか。将来、あなたが就職を希望している企業の人はどうでしょう。隣人、家族、両親はどうでしょう。どの情報を公開すべきで、どの情報を非公開にすべきか、考えていますか。



図 3 明治大学 SNS スタイル(漫画)



図 4 明治学院大学 SNS のための合言葉

2.3 テキストマイニングによる解析

収集した学生向け 32 大学、学生と教職員共通 44 大学計 76 大学の SNS 利用ガイドラインについて、フリーソフトウェアの KH Coder[c]を使用してテキストマイニングを実施した。

表 4 に、名詞、サ変名詞、形容動詞、動詞、形容詞、否定助動詞、SNS 関連用語(未知語)の ICT の出現数上位 15 ワードを示す[d]。

表のように名詞はどれも一般的なワードが上位にならぶが、「プライバシー(128 回、名詞 14 位)」、サ変名詞では「注意(191 回、サ変名詞 4 位)」、「遵守(135 回、同 8 位)」、「自覚(107 回、同 11 位)」、「著作(権)(93 回、同 14 位)」形容動詞では「安全(47 回、形容動詞 7 位)」、「危険(32 回、同 11 位)」、「迷惑(26 回、同 13 位)」など、自他の安全と他者への危害や不利益に関連したワードが上位に並ぶ。また、SNS に関連した固有名詞(出現数回数)は Facebook(69)、Twitter(67)、mixi(43)、ブログ(42)、LINE(36)、YouTube(30)などが上位で使用されていることがわかる。この点で、SNS 利用ガイドラインは、実際に活用されている一般の SNS の現状を踏まえて書かれていることがわかる。

ところが、大学教育での SNS 利用に関連がある、ないし、大学教育と SNS との関係上、重要と思われるワードの出現はまったくないか、あってもまれである(表 5)。

たとえば、平成 17 年中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」[3](以下、将来像)等を参考に、大学教育に関連したワードを 76 大学の SNS 利用ガイドラインで参照すると、将来像の動詞で出現頻度 1 位[e]の「考える」こそ SNS 利用ガイドラインでも 7 位の出現数であるが、他の教育関連ワードについては非常に出現数が少ない。

表 5 のように、「リテラシー」、「情報活用」、「知恵」、「教養」などは出現数 0 で、「学び」、「学習」、「講義」等はい

c) 「計量テキスト分析」または「テキストマイニング」と呼ばれるテキスト型(文章型)データを統計的に分析するためのフリーソフトウェア。
http://khc.sourceforge.net/

d) これらの他にも組織名、人名、地名、ナイ形容、副詞可能等の統計もあるがここでは割愛する。

e) SNS 利用ガイドラインと同様に平成 17 年中教審答申について KH Coder にてテキストマイニングを実施した。結果は割愛する。

表 4 76大学の SNS 利用ガイドラインの品詞出現数[c]

順位	名詞 (953ワード)	サ変名詞 (662ワード)	形容動詞 (162ワード)	動詞 A (354ワード)	動詞 B (98ワード)	SNS 関連用語 (96ワード)	順位	形容詞 A (42ワード)
1	情報 1178	発信 550	可能 146	行う 190	する 3448	ソーシャルメディア 526	1	正しい 49
2	個人 409	利用 516	十分 120	知る 109	ある 630	SNS 140	2	広い 16
3	内容 288	発言 265	必要 115	持つ 90	なる 247	Facebook 69	3	多い 13
4	本学 249	投稿 205	公式 82	守る 74	できる 191	Twitter 67	4	許可ない 11
5	学生 199	注意 191	正確 59	含む 73	いう 67	ソーシャル 48	5	大きい 11
6	ガイドライン 182	公開 161	名誉 58	心がける 56	よる 41	mixi 43	6	新しい 10
7	大学 177	活動 157	完全 47	考える 52	つながる 24	Web 43		形容詞 B (8ワード)
8	自分 160	遵守 135	明らか 42	反する 52	いる 18	ブログ 42		
9	社会 155	メール 115	安全 38	認める 48	とる 18	LINE 36	1	ない 90
10	責任 155	行為 114	適切 36	与える 46	なりすます 18	YouTube 30	2	よい 26
11	コミュニケーション 148	自覚 107	危険 32	定める 44	つける 15	ガイドライン 28		否定助動詞 (3ワード)
12	法令 142	使用 106	様々 28	努める 40	しれる 14	GPS 14		
13	アカウント 133	特定 105	迷惑 26	払う 39	まとめる 14	Google+ 12	1	ない 578
14	プライバシー 128	著作 93	多様 25	見る 38	かける 13	アカウント 10	2	ん 178
15	インターネット 126	サービス 92	大切 25	異なる 37	わかる 12	ポリシー 10	3	ぬ 103

ずれも一桁である。「研究」は 49 回、「教育」は 48 回あるが、サ変名詞全 662 ワード中 34 位,35 位である。「評価」は 10 回出現で同 147 位、「議論」14 回で同 110 位である。

この結果でみるかぎりでは,大学の SNS 利用ガイドラインは,大学教育の理念,教育内容等との距離の遠い行動原則,または行動の指針であって,教育学的含意は薄いといえる。

表 5 大学の SNS 利用ガイドラインにおける教育関連ワードの出現数[c]

テクノロジー	0	学術	1	成績	2	経験	5
リテラシー	0	学び	1	科学	2	受講	6
コンピテンシー	0	理論	1	自律	2	ゼミ	7
情報活用	0	合理	1	対話	2	履修	9
アクティブラーニング	0	目標	1	レポート	3	知識	9
論理的	0	提出	1	創造	3	評価	10
討議	0	講義	1	論文	4	建学	10
討論	0	主体	1	学問	4	科目	10
読解	0	自主	1	育成	5	議論	14
協働	0	学務	1	専門	5	技術	15
問題解決	0	勉学	1	指導	5	授業	17
知識基盤	0	アカデミック	1	支援	5	学則	18
知恵	0	グローバルリゼーション	1	情報社会	5	教育	48
教養	0	スキル	1	学習	5	研究	49

3. SNS 利用ガイドラインの教育学的考察

本節では,SNS 利用ガイドラインを教育学的に考察する。

まずは 2-1 の図 1 で示したように 2012 年以降に大学の SNS 利用ガイドラインの公表が相次いだ要因を詳しく検討する.その上で,大学の SNS 利用ガイドラインに不足しているもの,今後のガイドラインに望まれるものを指摘する。

3.1 なぜ大学で SNS 利用ガイドラインが策定されるのか

民間企業がサービスを提供する SNS の大学教育での利活用は 2005 年ごろには始まっている。

たとえば,小林[2006]は,mixi に講義専用のグループ(コミュニティ)を構築し,学生から質問を受け付けたり,課題を提出させたり,教員が学生に講義情報を伝達するといった実践を行っている[4].そして,2010 年以降は facebook や Twitter 等を利用した教育実践研究[5]も盛んである。

しかし,これら講義等での SNS 利用に関するガイドラインが大学から公式にリリースされた形跡は確認できない。

一方,2-1 で述べたように 2010 年以降,facebook や Twitter といった一般の SNS で大学が情報発信するための公式アカウントを取得し,主に広報等に利用されはじめた。

そのため,学生向けのガイドラインのまえに,まずは公式アカウントのポリシーが公表されたと考えられる。

学生向けの公式の SNS 利用ガイドラインは,たとえば,米国では 2010 年 1 月にイリノイ州立大学が”Illinois State University Graphic Standards For Social Networking, 3 Guidelines for social networking” [6][7]を,ミシガン大学が”Voices of the staff, Guidelines for the Use of Social Media” [8]をそれぞれ公表している.これらガイドラインは,日本の大学に先行している。

国内では上記ミシガン大学のガイドラインを参考に聖心女子大学(2-2,表 3)が 2011 年 10 月からガイドラインの策定を開始[9]している.また,2011 年 11 月 29 日には,国立情報学研究所が『大学におけるソーシャルメディアの利活用と情報セキュリティ教育・リスク管理』というシンポジウムを開催し,その中で佐藤[2011]は「従業者の業務外でのソーシャルメディア利用ガイダンスの作り方」を講演[10]して

いる。

こうした動向から2-1の図1で示したように、2012年ごろから主に私立大学を中心として大学が公式に学生向けのSNS利用ガイドラインを公表しはじめたと思われる。

しかし、国内の大学でSNS利用ガイドライン策定が本格化するのは2013年以降である。

このきっかけは、結城[2014]が、「学生とソーシャルメディアの関係で最も話題になることが多いのが、いわゆる「炎上」の事例」と指摘[11]するように、おそらく、2013年4月、大学生がテーマパークでの迷惑行為をSNSへ投稿して「炎上」した事件[12]であろう。

この事件のほかにも2013年は、学生と思われるアルバイト従業員が店舗内で悪ふざけをした写真等をSNSに投稿したことをきっかけに炎上し、該当店舗が閉鎖に追い込まれ[13]、当事者や関係者が懲戒処分や社会的制裁を受ける、いわゆる「バイトテロ」事件も相次いでいる。

こうした大学生による相次ぐ炎上事件を受け、大学当局は、教育機関として大学生をしかるべく「指導」するという立場と大学経営上のリスクマネジメントの観点から公式なSNS利用ガイドラインを策定してきたと考えられる。

すなわち、歴史的経過からみて、学生向けのSNS利用ガイドラインは、大学教育におけるSNSを利活用した教育実践研究を促進する目的で策定されたものではなく、学生が大学外の日常生活で活用するSNSでトラブルを起こす危険性を危惧した注意喚起、ないし、予防策としてのガイドラインといえる。

上述の聖心女子大学でガイドラインの策定に携わった小城[2015]は、『SNSと共存する社会へ』と題して、「組織の名誉を守ることに以上、学生自身を守ることに主眼」を置いて、「教育機関としての役割は、学生を罰することではなく、指導することにある」[8]とガイドラインの趣旨を説明する。

しかし、ガイドラインを策定するきっかけは「学生が極めて無防備であることに危機感」を持ったことであるという。

すなわち、小城[2015]の指摘する教育機関としての「指導」とは、大学教育における学習(学問)指導の側面よりも、学生の生活指導の側面が強い。これはいわば「しつけ」である。

こうした状況から、大学で規定するSNS利用ガイドラインに期待する「教育」あるいは「指導」は、もっぱら生活指導(=しつけ)で、大学教育における学び(学問)にSNSを利活用するという視点は見逃されていると推察される。

他方、2-3の表5に「学則」の出現数(18回)を示したように、大学では、ガイドラインとは別途の学則等によって講義中のスマートフォン等の使用が禁止されることもある。

米国のハリスバーグ大学ではfacebookとTwitterの大学内での利用を禁止する実験が過去に行われている[14]。

本稿執筆時点から記憶に新しいところでは、信州大学の学長が、2015年度の大学入学式で新生に向けて、スマートフォン(の利用)をやめるか、そうでなければ大学をやめるか

といった趣旨の訓示[15]を行っている。

このように、2013年以降、学生向けのSNS利用ガイドラインの策定が本格化するその一方で、SNSが大学教育の学びと直接関係ないという認識や、SNSが学生の大学での学びをむしろ阻害し、学生に不利益をもたらすとの理解が大学当局から表明される実態がある[16]。

大学の学びや研究におけるSNS利活用への期待への表明があっても、その一方でSNS利活用を制限したり、禁止したりする学則等が強調され、大学教育におけるSNS利活用の可能性は軽視される傾向が強いように思われる。

3.2 大学のSNS利用ガイドラインに足りないものは何か

3.1のような経緯で策定、公表されてきた大学のSNS利用ガイドラインは「利用ガイドライン」と題されるものの、2.1で示したように実際の内容は制限や禁止事項の羅列に留まる綱領/規約型ガイドラインが多い。

しかし、教育学的観点からみると、制限や禁止事項を列挙する前に、次のような観点の内容を趣旨文等で言及し、SNSを大学教育に有効に利用するためのガイドラインとしての性格を明確に示すことが望ましいと考える。

(1) 学是一建学の精神・大学の理念と教育目標

大学のSNS利用ガイドラインは、大学教育の理念、すなわち建学の精神や教育目標などとSNS利活用との関連を明確にすることが望ましい。

たとえば、私立大学における「建学の精神」の記述がSNS利用ガイドラインにあるかみてみよう。

2-1で検討した76大学のSNS利用ガイドラインのうち、「建学の精神」に言及している大学は10大学である。

それら10大学のガイドラインでは建学の精神の提示につづいて、「学生が個人の責任において行うコミュニケーション活動を尊重」(近畿大)、「個人の責任において行う自由な言論活動・コミュニケーション活動を最大限尊重」(中村学園大)、「個人の責任において行うコミュニケーション活動を最大限尊重」(西南学院大)と、学生個人のSNS活用を尊重し、個人の活動を制限規制するものではないというガイドラインの趣旨を強調している。

あるいは、「ソーシャルメディアの積極的な活用を推奨」(亜細亜大)、「ソーシャル・ネットワーキング・サービスを積極的に活用することを尊重」(熊本学園大)、「高等教育および研究に、この新しいサービスを積極的に採り入れ、安全に上手に使いたい」(北里大)、「インターネットをコミュニケーションツールとしてよりよく活用し、人と人との関係の構築に役立て、社会の要請に応える」(淑徳大学)と、大学がSNSに対して否定的ではなく、前向きに積極的に捉えている態度を明示する大学もみられる。

大学のSNS利用ガイドラインの趣旨では、これら例のよ

f) SNSに対して否定的消極的な姿勢をみせ、その利活用を「禁止」する向きは、大学よりもむしろ初中等教育で根強い[16]。

うに、まず建学の精神、あるいは教育理念にもとづく学是を示し、その上で学是と SNS との関係性について言及し、大学の SNS に対するスタンスを大学内外に表明すべきである。

学是が「建学の精神」として明示されていない国立大学の場合[17]には、憲章や大学教育で培う人間形成、知識と技能の獲得、学術的態度、自主的自律的学びや探究、批判的思考、論理的思考等大学教育で培うものと SNS との関係について触れることが望ましい。

また、大学教育の動向は初中等教育への影響が大きい。3.1 で述べた大学学長の訓示[15]の初中等教育への影響は少なくないだろう。大学教育は初中等教育の模範であり指針となるべきものである。初中等教育との関わりあいについてもガイドラインの趣旨では言及することが望ましい。

(2) 情報教育との関連

現代は高度な情報社会であり、グローバル社会であり、知識基盤社会でもあるといわれる。このような社会に生きる上で大学生が身につけるべき知識、教養、あるいは 21 世紀型スキルとして SNS 等の情報通信技術(ICT)の利活用、ICT によるコミュニケーション力がクローズアップされる。学びや創造、仕事、日常生活に ICT をいかに有効活用するかは、大学教育ばかりか、日本全体に突きつけられている喫緊の課題である。

たとえば、OECD 国際成人力調査(Programme for the International Assessment of Adult Competences,PIAAC2013)の「Mean ICT use at work and at home, by age group」では、日本の 16-24 歳と 25-54 歳は調査参加国中いずれも他国に大きくひき離されての最下位、55-65 歳では最下位キプロス共和国に次ぐ位置である[18]。

また、15 歳を対象に、同じく OECD が生徒の学習到達度調査(Programme for International Student Assessment, PISA2012)に付随して行った学習条件・環境調査では、学校内外での学習のための ICT 利活用度等が取り上げられた。

この調査で、たとえば、「学校外で学習のためにインターネットを使用する」と回答した生徒が 44%で OECD 平均 86%を大きく下回るなど、その他いずれの調査項目でも OECD 平均を下回り、学習における日本の子どもの ICT 活用度は世界最低レベルである[19]。

初中等教育でも盛んに議論される情報活用力やメディアリテラシー、あるいはコミュニケーション力の育成は、大学の学部や科目、研究の専門を問わず、大学全体で取り組むべき普遍的な基礎教育であることは論を俟たない。

大学で身につけるべき教養、知識、スキルとしての情報活用力やリテラシー能力、コミュニケーション力と SNS の利活用について、ガイドラインの趣旨で言及することが望ましい。

(3) SNS 利用の促進—講義(授業)、ゼミ、研究等との関連

2.4 の表 5 で明らかにしたように大学の講義(授業)、ゼミ、

研究等学生の大学での学びについて SNS 利用ガイドラインで触れている例は少ない。大学教育の講義等に SNS を利用することがまだ一般的ではないからだろう。

岡山大学のガイドラインでは、「(3) 守秘義務 授業や研究室等で知り得た守秘義務のある情報や職務上知り得た守秘義務のある情報を発信しないように注意してください」や「(8)授業時間中・勤務時間中の情報発信、授業又は業務として利用する場合を除き、授業時間中又は勤務時間中に、ソーシャルメディアを利用した情報発信は慎んでください」といった方針がみられる。

同様に、中央大学のガイドラインでは、「①【学則等の遵守】中央大学学則をはじめとする学内規定を理解し、それらに従って、ソーシャル・メディアを利用してください。授業・実験・演習・試験の実施中は、担当教員の許可がない限り、大学の提供する無線 LAN を利用するか否かを問わず、ソーシャル・メディアを利用してはいけません」とされる。

また、立教大学のガイドラインでは、「授業利用にあたっての留意点 授業等での利用にあたっては、以下の点に留意しましょう。受講者に利用させる場合、自身のプライバシーの保護や発言の影響範囲に関して、十分な説明とリスク管理方法について周知徹底したうえで、事故が発生しないような配慮をしましょう。使用環境や本人の意向により、利用できない受講生がいることにも配慮しましょう」と述べられている。

しかし、これらの例は、大学教育における SNS 利活用の可能性を実践例などの形で具体的に述べているわけではない。

SNS 利活用を大学教育に導入していくならば、大学教育における SNS 利活用と SNS 利用ガイドラインとの関係を明確にし、ガイドラインとは別途に講義等での SNS 利活用の事例等も示すべきである。

あるいは、SNS 等をはじめとした ICT 利活用を促進するための文言をガイドラインの趣旨等に付記することが望ましい。

3.3 大学の SNS 利用ガイドラインの望ましいスタイル

本項では、SNS 利用ガイドラインを教育学的観点から考察し、望ましいガイドラインのスタイルを提案する。

(1) 綱領/規約とガイドブック

まず、SNS 利用ガイドラインは、策定自体が目的でないことは明かである。ガイドラインによって、学生を含む大学の構成員が SNS を学業、生活、仕事に有効に利活用し、同時に自己への危害・不利益を回避し、他者に対して危害を与えないようになることが目的である。

その点から、2-2 で示した多くの大学が公表する綱領/規約型のみ提示では、目的達成にほとんど効果がないと思われる。あるいは、注意喚起の羅列だけでは読む者の理解は乏しい。

したがって、ガイドラインには 3.2 で述べた観点を趣旨文や原則等に加えた上で、綱領/規約型のガイドラインを策定するだけでなく、2.2 で例示した明治大学のように、それとは別途に学生や教職員が理解しやすいガイドブック型の情報を提供することが望ましい。

そうしたガイドブック型の情報は、法令のように抽象的一般的な文言ではなく、具体的事例を採り入れるべきである。

たとえば、SNS を大学での学びにどのように利活用するかについて例示し、その例示の中に、利用にあたっての注意点・配慮点を取り入れるほうが、学生にとっては身近であり、啓発にも効果的であると考えられる。

表現方法はウェブによる文章の羅列ばかりではなく、イラストや漫画を採り入れたガイドブック、動画、あるいは SNS(掲示板等による情報提供やディスカッション、コミュニケーション)など多彩であることが望ましい。

(2) 倫理,知識,知恵,技術,スキル

ガイドラインに付帯するガイドブック等の情報は、それを見るものが何らかの具体的知識,知恵,技術,スキルを身につけるきっかけになるべきである。たとえば、法知識や情報倫理学,情報学,不利益や危害を回避する知恵,SNS を学習に利用する技術やスキルを身につけるきっかけとなる話題や事例を採り入れることが望まれる。

2 で見たように綱領/規約型ガイドラインの多くは、「侵害/毀損しないように注意しよう」、「責任を持つ」、「適切に扱う」と曖昧で、説明不足である。「侵害/毀損」とは具体的にどのような行為で、解決にはどのような方法があるのか、何を注意すればよいか、どのような責任が発生するのかを具体的に示すことが望ましい。

たとえば、著作権の取扱いでは、ビデオ投稿サイトへの投稿上、著者・権利者への許諾の有無、オープンソース、パブリックドメイン、クリエイティブ・コモンズといった様々な関連知識を取り上げるといったことである。

(3) 対話,議論の促進

ガイドブック型の情報は、SNS をテーマとして、学生同士、あるいは学生と教職員が対話や議論するきっかけとなる呼びかけが付記されることが望ましい[1]。たとえ具体的事例を採り入れたガイドブックであっても、それを学生や教職員に配布したり、ガイダンス等で注意を呼びかけたりするだけでは効果は限定的である。ガイドブックで例示される内容をもとに、学生や教職員ひとりひとりが批判的に考え、議論し、望ましい SNS の利活用とは何かを考えることで、ガイドラインが効果的に作用するだろう。

たとえば、「炎上」とはどのような現象であるかという用語知識を提示した上で、その予防や炎上に加担する行為(あるいは、炎上源の個人情報の暴露等)の是非といったテーマを示し、議論を促すといったことである。

(4) 普及と波及効果

3-1 でみたように、SNS 利用ガイドラインの策定が大学で本格化したきっかけは、大学生による炎上事件である。すなわち、多くの大学の SNS 利用ガイドラインの策定は、他大学の学生や一般市民のトラブル事例等にもとづいている。

したがって、ガイドラインやガイドラインに付帯すべきガイドブック型の情報は、それを策定・公表する大学の構成員だけではなく、初中等教育の子どもたち、他大学の学生や一般市民にとっても有用であることが望ましい。

そのため、策定・公表した情報を著者・権利者に許諾なく二次利用ができるように著作権処理を適切に行った上で、情報はオープンアクセス化することが望ましい。あるいは、SNS 利用に関する公開講座等を開催するなどして市民への啓発に努めることが望まれる。

SNS 利用ガイドラインを通じて、多数の大学が協力し、また、大学の構成員、一般市民の別なく、啓発も含めて SNS の有効な利用の促進に努める姿勢が重要であると思われる。

4. まとめと今後の課題

まず、現状の大学の公式な SNS 利用ガイドラインの検討から次のようなことが明らかとなった。

- 大学の SNS 利用ガイドラインは、多くは「ソーシャルメディア利用ガイドライン」との名称で、大学のウェブサイトで公表されている。米国では 2010 年ごろから、国内では 2012 年以降公表された。とくに 2013 年以降ガイドラインの策定・公表が本格化した。
- ガイドラインはごく一般的な綱領/規約型を策定している大学が多く、どの大学のガイドラインも内容、文言は同じか、非常に似ている。表現は硬めである。
- ガイドラインの構成は、趣旨説明、ソーシャルメディアについて、基本原則(法令順守や個人情報の保護、知的財産権の尊重等)が箇条書きや一条項あたり数行以内で記述された綱領/規約型のものが多い。
- 綱領/規約型のガイドラインのほかに、ガイドブックを提供する大学もいくつかある。
- ガイドラインのテキストマイニングを実施すると、大学教育との関連ワードの出現数は少ない。

そして、大学が公式に規定する SNS 利用ガイドラインの教育学的考察を通じて、次のように主張した。

- ガイドラインの趣旨文等には、学是と SNS との関係や初中等教育に関しても言及することが望ましい。
- ガイドラインの趣旨文等には情報教育との関連、大学で身につけるべき教養,知識,スキルとしての情報活用力やリテラシー能力,コミュニケーション能力と SNS の利活用の関係を言及することが望ましい。
- ガイドラインは大学教育における SNS 利活用に関

する文言を採り入れ、大学教育の SNS 利活用を促進する姿勢を表明することが望ましい。

- ガイドラインは、綱領/規約型の文書以外にも、ガイドブック型の情報を付帯させるのが望ましいこと。その情報は、知識、知恵、技術、スキルを学ぶきっかけになることや、その情報をもとに SNS に関する対話、議論が活性化されることが望ましい。
- ガイドラインおよびそれに付帯する情報は、大学構成員のみではなく、初中等学校や一般市民に有用であること。

今後、さらに研究をすすめ、大学として適切な SNS 利用ガイドラインおよびガイドラインに付帯するガイドブック [g]等を設計する予定である。

Authors Contributions

本稿の執筆は、原案を筆頭著者が行った。他 4 名は原案に基づく議論を電子メール等で行い、適宜修正・加筆した。

参考文献

- 1) 大谷卓史, 芳賀高洋, 池畑陽介, 佐藤匡, 高木秀明, 山根信二: 児童・生徒の保護者及び社会人を対象とする情報リテラシー・情報倫理地域社会教育の実行可能性調査とその実践の試み”, 情報処理学会シンポジウム論文集 2014(2), pp.179-184(2014).
- 2) 大谷卓史, 佐藤匡, 高木秀明: 大学教員・学生へのソーシャルメディアにおける情報発信への大学の介入はどのような場合に可能なのか～情報倫理学による検討～, 信学技報, vol.(2015).
- 3) 文部科学省: 我が国の高等教育の将来像, 平成 17 年中央教育審議会(2005)
- 4) 小林正樹: ソーシャルネットワーキングサイトを利用した受講生管理, 日本社会情報学会全国大会研究発表論文集 21(0), pp.50-53 (2006).
- 5) 川瀬基寛: ソーシャルメディアによる情報共有とネットリテラシー教育—ブログと Twitter を利用した授業デザイン, 甲南女子大学研究紀要文学・文化編(47), pp.45-51(2010).
- 6) Illinois State University: Social Networking Identity (Jan. 2010), http://advancement.illinoisstate.edu/downloads/identity/ISU_SocialNetworkingIdentity.pdf
- 7) Illinois State University: Social Media Guidelines 2.0, Identity Management, University Marketing And Communications, <https://universitymarketing.illinoisstate.edu/identity/socialmedia/>
- 8) University of Michigan: Voices of the Staff, Guidelines of the Use of Social Media (Jan.2010), <http://hr.umich.edu/voices/docs/Social-Media-Guidelines.pdf>,
- 9) 小城英子: SNS と共存する社会へ— 聖心女子大学におけるソーシャルメディア扱いのガイドライン—, 国民生活ウェブ版: 消費者問題をよむ・しる・かんがえる(30), pp.25-27(2015), http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201501_09.pdf
- 10) 佐藤慶浩: 従業者の業務外でのソーシャルメディア利用ガイドダンスの作り方, 国立情報学研究所学術情報基盤オープンフォー

ラム in 京都-大学におけるソーシャルメディアの利活用と情報セキュリティ教育・リスク管理(2011),

<http://www.nii.ac.jp/service/openforum/forum2012/>

11) 結城大輔: 弁護士から見た情報処理:5. ソーシャルメディアをめぐる法律問題—大学に関連する具体的リスクを概観する—, 情報処理 55(3), pp.247-252(2014).

12) 藤代裕之: 相次ぐ大学生のネット炎上「燃やす側」の大人に責任はないのか, 日本経済新聞電子版 2013 年 5 月 16 日記事,

http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK13035_T10C13A5000000/

13) ブロンコピリーがバイト撮影問題を起こした足立梅島店を閉店バイト店員に損害賠償請求も, 産経新聞 2013 年 8 月 12 日記事, <http://www.sankei.com/economy/news/130812/ecn1308120022-n1.html>

14) Ed Pilkington: US college blocks Facebook and Twitter in social experiment, the guardian 紙 2010 年 9 月 17 日記事,

<http://www.theguardian.com/media/2010/sep/17/us-college-facebook-blackout>

15) 松本英仁: 「スマホやめるか, 大学やめるか」信州大入学式で学長, 朝日新聞デジタル 2015 年 4 月 5 日記事,

<http://www.asahi.com/articles/ASH44578MH44UO0B007.html>

16) 芳賀高洋, 竹中章勝: ネットワークコミュニティと ICT 利活用教育-子どもの自律と成長のために-, 初等中等教育における ICT の活用: 10, 情報処理 56(4), pp.355-359(2015)

17) 菅真城: 国立大学に建学の精神はあるのか?: 広島大学、大阪大学の場合, 広島大学文書館紀要 10 号, pp.1-22(2008).

18) OECD: OECD Skills Outlook 2013 First Results from the Survey of Adult Skills, <http://skills.oecd.org/skillsoutlook.html>

19) 七邊信重: 世界の学校内外での生徒の ICT 利用状況と日本の課題—OECD「PISA2012 年調査」の結果から—, (財)マルチメディア振興センター研究員レポート(2014),

http://www.fmmc.or.jp/pdf/report/report_world_20140416.pdf

資料

- 収集した SNS 利用ガイドライン 93 大学名(98 例)
- 愛知工業大学, 亜細亜大学, 岩手大学, 大阪医科大学, 大阪音楽大学, 大阪工業大学, 大阪国際大学, 岡山大学, 沖縄大学, お茶の水女子大学, 追手門学院大学, 学習院女子大学, 神奈川大学, 関西学院大学, 関西福祉科学大学, 北里大学, 岐阜大学, 京都産業大学, 京都橘大学, 京都文教大学, 共立女子大学, 近畿大学, 熊本学園大学, 熊本大学, 慶應義塾大学, 甲南女子大学, 神戸大学, 神戸女学院大学, 神戸親和大学, 国土館大学, 産業技術大学院大学, 産業能率大学, 滋賀県立大学, 静岡県立大学, 昭和女子大学, 淑徳大学, 順天堂大学, 昭和大学, 白百合女子大学, 駿河台大学, 聖学院大学, 聖マリアンナ医科大学, 西南学院大学, 摂南大学, 創価大学, 総合研究大学院大学, 園田学園女子大学, 多摩美術大学, 千葉商科大学, 中央大学, 津田塾大学, 東海大学, 東京大学, 東京女子大学, 東京経済大学, 東京工業大学, 東京工芸大学, 東京情報大学, 東京理科大学, 東都医療大学, 東北福祉大学, 東北文化学園大学, 東北文教大学, 東洋大学, 東洋英和女学院大学, 常磐大学, 富山大学, 豊橋創造大学, 中村学園大学, 日本大学, 日本女子大学, 日本赤十字看護大学, 日本福祉大学, 新潟工科大学, 梅花女子大学, 阪南大学, 広島大学, 広島経済大学, 文化学園大学, 北海学園大学, 四條畷学園大学, 広島都市学園大学, 兵庫医科大学, 宮城教育大学, 明治大学, 明治学院大学, 明治国際医療大学, 山形大学, 横浜美術大学, 立教大学, 立命館大学, 流通経済大学, 和洋女子大学, (亜細亜大学), (静岡県立大学), (常磐大学), (中央大学), (日本大学)

g) 筆者等が構成員である吉備国際大学と岡山県情報倫理研究会は 2015 年 2 月 8 日に大人市民講座「子どもに話そう! スマホ・SNS のちょっといいハナシ」を開催し、この際、一般の大人向けガイドブック『スマホ・SNS 安全活用ガイド』(フルカラー/全 16 ページ)を発行している。